

入札公告

次のとおり競争入札に付します。

平成 29 年 5 月 15 日

日本司法支援センター 理事長 宮 崎 誠

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 情報提供業務の関係機関データ更新に関する業務委託一式
- (2) 仕様等 入札説明書及び仕様書による
- (3) 納入期限及び場所 仕様書のとおり

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成 28・29・30 年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において A、B、C 又は D の等級に格付けされた資格を有する者であること。
- (4) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が付与するプライバシーマークを取得している者であること。

3 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

〒164-8721 東京都中野区本町 1-32-2 ハーモニータワー 8 階
日本司法支援センター 総務部財務会計課（担当 紀田）
電話 050-3381-1573

4 入札説明書等の配布期間、配布場所及び配布条件

入札公告日から平成 29 年 6 月 5 日（月）17 時 00 分まで
上記 3 の場所

上記 2 の競争参加資格を有し、提出期限までに必要書類の提出が可能であること。

5 入札の日時及び場所

平成 29 年 6 月 20 日（火）14 時 00 分
上記 3 の場所

6 入札保証金及び契約保証金

納付を免除する。

7 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

8 契約書作成の要否
要

9 その他

詳細は、入札説明書、仕様書による。

情報提供業務の関係機関データ更新に関する業務委託 一式

期 日	業 務 内 容	備 考
5月15日 月	入札公告 ※法テラスホームページに掲出 本部南側入口掲示板に掲示 入札説明会は実施しない	
5月22日 月 17:00	質問書提出期限	
5月29日 月 17:00	質問書回答期限	
6月5日 月 17:00	履行確約書等提出期限	
6月12日 月 17:00	入札参加可否通知	
6月20日 火 14:00	入札書締切・開札・落札者決定	本部第2会議室

入札説明書

日本司法支援センター

入札に参加する者は、入札公告、別添契約書（案）及び本書記載事項等を熟知の上、入札すること。

- 1 入札事項 情報提供業務の関係機関データ更新に関する業務委託一式
- 2 仕様 別添仕様書のとおり
- 3 入札日時及び場所 平成29年6月20日（火）14時00分
日本司法支援センター本部総務部財務会計課（担当：紀田）
〒164-8721
東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階
電話 050-3381-1573
- 4 契約予定日 平成29年6月20日
- 5 履行期限 平成29年7月1日から平成29年9月30日
- 6 参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 平成28・29・30年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」においてA、B、C又はDの等級に格付けされた資格を有する者であること。

(4) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が付与するプライバシーマークを取得している者であること。

7 入札参加条件

入札参加者（以下「入札者」という。）は、以下に掲げる書類を準備し、提出期限までに指定の場所に持参（休日を除く毎日、10時00分から17時00分まで）又は郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着）により提出すること。提出された

書類に基づく当センターの審査に合格することを入札参加条件とする。

なお、競争参加資格に係る審査結果については、平成29年6月12日（月）17時00分までにFAXにより通知するので、審査に合格していることを確認の上、入札に参加すること。

- (1) 「履行確約書」（別添参照）…………… 1部
- (2) 平成28・29・30年度の一般競争参加資格に係る「資格審査結果通知書」の写し…………… 1部
- (3) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が付与するプライバシーマークを取得していることを証する書面の写し…………… 1部
- (4) 「結果通知書」（別添参照）…………… 1部
会社名、担当者名、FAX番号を記入して提出すること。
- (5) 本件仕様書に基づいた「定価ベースによる価格証明書」…………… 1部
表題は「価格証明書」とし、本件業務に係る経費について、値引きを考慮しない定価ベースによる積算内訳（できるだけ詳細に単価、諸経費等の内訳をそれぞれ積算し、本件業務に係る合計額を記載すること。）を記載し、入札者が署名又は押印を行うこと。

- (6) 「暴力団排除に関する誓約書」（別添書式による）…………… 1部
提出期限 平成29年6月5日（月）17時00分
提出場所 日本司法支援センター本部 総務部財務会計課（担当：紀田）
〒164-8721 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階
電話 050-3381-1573

8 入札書は以下に掲げる用紙（入札書）を使用し、前記3入札日時及び場所において、持参して提出すること。

- (1) 入札実行者が入札者本人（法人の場合は代表者）の場合、「入札書（本人用）」（別添参照）
- (2) 入札実行者が入札者本人（法人の場合は代表者）の代理人の場合、「入札書（代理人用）」（別添参照）

9 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。また、入札金額は、日本国通貨による表示に限る。

10 入札者本人（法人の場合は代表者）が入札するときは、入札書には、当該本人が署名又は記名押印すること。入札者本人（法人の場合は代表者）以外の者が入札するときは、入札者本人（法人の場合は代表者）から本件入札に関する代理権限を付与された委任状を添付し、入札書には、代理人が署名又は記名押印すること。

11 入札金額は、総価を記入すること。

ただし、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、落札後、契約締結に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約価格とする。

12 次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない入札者による入札
- (2) 入札物件名、入札金額、入札実行者名の確認ができないもの
- (3) 入札金額、数量、単価が訂正されているもの
- (4) 入札書に日付のないもの又は日付に誤りがあるもの
- (5) 入札書に入札実行者の署名又は記名押印のないもの
- (6) 暴力団排除に関する誓約書を提出しない場合及び誓約書に反することとなった場合
- (7) その他入札に関する条件に違反したもの

13 一旦提出した入札書の差し替え、記載事項の変更及び取消しは一切認めない。

なお、提出前の入札書の記載事項（金額、数量、単価は除く。）を訂正するときは、当該訂正部分に押印をしなければならない。

14 開札は、入札実行者の面前で行う。

15 入札場において、次の各号の一に該当する者は、当該入札場から退去させる。

- (1) 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
- (2) 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るための連合をした者

16 本件入札に関し、競争参加者が相連合し、又は不穏な挙動をするなどの場合で、

競争入札を公正に執行することができないと認めるときは、入札の執行を中止する。

17 有効な入札書を提出した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

18 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、引き続き再度の入札を行うことがあるので、あらかじめ複数枚の入札書用紙を準備すること。
なお、開札時刻に遅れた者は、再度入札参加資格を失うものとする。

19 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに「くじ」により落札者を決定する。

20 本件入札については、入札保証金及び契約保証金の納付を免除する。

21 本件入札に関する質問については、軽微な質問に関しては後記 22 の担当者において電話等で受け付けるが、例えば入札価格の積算に影響するような重要な質問については、後記質問書提出期限までに担当者宛てに質問書（別添「仕様書に関する質問について」と題する書面参照）を電子メール（エクセルファイル）により提出すること。質問書に対する回答については、下記質問書回答期限までに当センターホームページに掲載する（質問書の提出がない場合は掲載しない）。

質問書提出期限 平成 29 年 5 月 22 日（月）17 時 00 分

提出場所 日本司法支援センター本部 総務部財務会計課（担当：紀田）

質問回答期限 平成 29 年 5 月 29 日（月）17 時 00 分

22 本件入札に関する問合せ先

日本司法支援センター本部総務部財務会計課（担当：紀田）

電話番号：050-3381-1573

FAX 番号：03-5358-1058

E-mail：zaimukaikei@houterasu.or.jp

情報提供業務の関係機関データ更新に関する業務委託仕様書

日本司法支援センター

本仕様書は、日本司法支援センター（以下「当センター」という。）が情報提供業務のシステム（以下「システム」という。）に登録している相談機関・団体等（以下「関係機関」という。）に関するデータを外部へ委託して更新することについて必要な事項を示すものである。

1 目的

当センターでは、法的トラブルの解決をご希望される利用者に対して、問合せ内容に応じ、システムに登録している法制度に関する情報や関係機関に関する情報を提供している。

本委託業務は、システムに登録されている情報のうち、関係機関の情報を最新のデータに更新することにより、当センターの情報提供業務の品質の向上等を図ることを目的とする。

2 概要

- (1) システムに登録されている関係機関のデータ更新業務（以下「本件業務」という。）
- (2) 本件業務を円滑に実施するための体制整備、運営及び進捗管理等
- (3) 本件業務に関する納品成果物の作成及び納品

3 円滑かつ確実な業務遂行のための体制整備等

(1) 業務の運営管理、連絡体制の整備

ア 本件業務の受託者（以下「受託者」という。）は、業務を円滑に実施するために、運営管理の全体責任者（イの業務従事者に対し、本件業務の処理のための指揮、監督、助言等を行う者）を置くこと。

イ 全体責任者は、契約期間中、業務全般の運営管理、進捗状況等を正確に把握するとともに、当センターとの連絡調整を徹底し、業務従事者（受託者が本件業務を遂行するために使用する者）がスケジュールに従って適切かつ確実に業務を遂行するよう指揮、監督すること。

ウ 全体責任者及び業務従事者においては、特に必要と認める場合は、当センターへの連絡を速やかに行い、必要な調整及び連携を図ること。

エ 受託者は、当センターが打合せを必要と判断した場合は、速やかに対応すること。この場合、全体責任者は、打合せ事項に係る業務従事者を招集し、必要な資料等を用意すること。

オ 打合せ場所は、当センター本部とし、打合せにかかる交通費等の費用については受託者において負担すること。

(2) 本件業務遂行のための準備

ア 受託者は、本件業務開始までに本件業務の遂行に必要な設備を準備すること。

イ 受託者は、契約締結後、速やかに業務マニュアル（電話対応を含む。）を作成し、当センターの承認を得ること。

ウ 準備に要する費用は受託者において負担すること。

(3) スケジュールの作成・進捗管理

ア 受託者は本件業務遂行のためのスケジュールについて、契約締結後速やかに提出し、あらかじめ当センターの承認を得ること。

イ 進捗状況等によりスケジュールに従った運営ができない場合やその他スケジュールの変更をしなければならない場合は、受託者は当センターに対し、速やかに変更等を要する理由及び現状等を報告するとともに、早急に修正したスケジュールを提出し、当センターの承認を得ること。

4 データ更新業務の内容

(1) データ確認及び更新実施等

当センターは、受託者に対し、既にシステムに登録されている関係機関データをエクセルデータで提供する。受託者は、提供されたデータを基に、関係機関へ架電の上、別添1の内容の聞き取りを行い、修正等の必要の有無を確認する。修正の必要があった場合は、正しい情報を聞き取りの上、データの更新を行う。

ア 委託期間

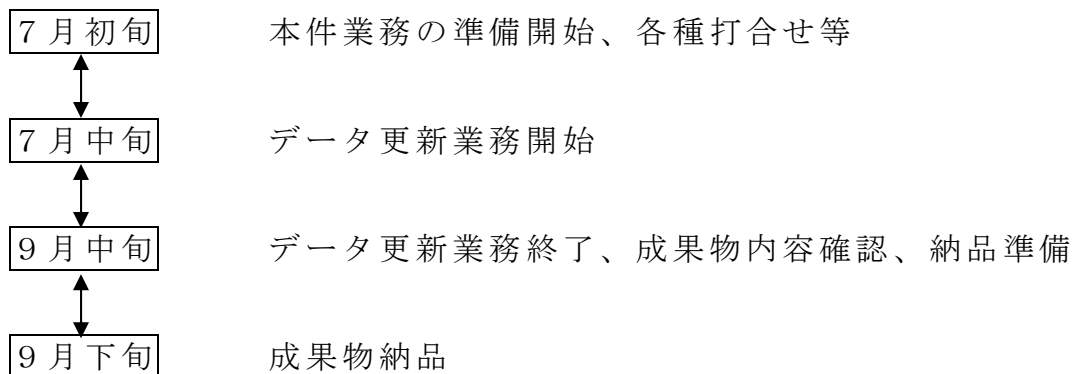
平成29年7月1日から平成29年9月30日まで

- イ 本件業務場所
受託者が用意した場所
- ウ 本件業務日・時間帯等
平日（月曜日～金曜日）の9時から17時まで
- エ 対象機関数
23,677 機関
- オ 確認方法
エの対象機関へ架電し、確認する。不通の場合、3回まで架電する。3回を超える場合は、対象機関のホームページ等の情報を基に確認する。
なお、確認の有無や確認方法については、記録する。

(2) 納品成果物及び納期

- ア 納品成果物は、CD-RWにて納品すること。
- イ 受託者は、数及び内容等に誤りがないかを十分に確認し、納品期限内に当センターに納品すること。
- ウ 納品成果物の形式や納期の詳細については、業務開始前にあらかじめ当センターと協議し、当センターの承認を得ること。
- エ 納品成果物の著作権及び所有権は、当センターに帰属するものとする。

5 業務スケジュール（イメージ）



6 機密保持

- (1) 受託者は、当センターが提供した全ての情報及び受託者が本件業務中に入手した一切の情報について、第三者に開示又は漏洩してはならない。なお、契約終了後も同様とする。
- (2) 受託者は、本件業務完了後、当センターの指示により保管するも

のを除き、当センターから受領したデータ等については速やかに当センターに返却するとともに、作成したメモや入手した情報等の記録を適正に処分しなければならない。

- (3) 受託者は、その他、本件業務に関する機密保持に関して適切な措置を講ずる。

7 損害賠償

契約期間中、3ないし6に記載した全ての業務等について、受託者の責めに帰すべき事由又は過失等により、又は正当な理由等なく、全部又は一部の関連業務がなされなかった場合は、当センターは受託者に、その損害につき賠償請求することができる。このほか、当センターに損害が発生した場合、当センターの通常業務に支障等を来す対処が必要となった場合等も、同様とする。

8 その他

- (1) 受託者は、業務開始前及び業務開始後に、必要に応じ、事前準備及び運営状況確認のため、運営場所への当センター担当者による立入りを許可すること。
- (2) 受託者は、業務の遂行に当たり、当センターの判断が必要な状況が予測できる場合には、速やかに当センターに連絡し、事前に協議すること。
- (3) 契約期間終了後であっても、受託者の責めによる瑕疵が認められた場合には、当センターと協議の上、受託者の責任及び負担において対処すること。
- (4) 本件業務の再委託は禁止する。ただし、一部再委託が必要な場合は、事前に当センターの了承を得ること。
- (5) 仕様書に記載のない事項又は疑義が生じる事項があったときは、速やかに、当センターと受託者が協議し、決定する。

以 上

例) 「〇〇検察庁」の場合

番号	No.	機関団体名	分類	連携関係	郵便	住所フリガナ	住所	電話	FAX	HP	相談窓口の概要	相談分野	典型的な相談案件	提供するサービスの内容	面談窓口_有無	面談窓口_名称	面談窓口_担当部署	面談窓口_郵便番号	面談窓口_住所	
		〇〇検察庁	国	紹介、相互紹介	〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇シオアザ〇〇マテ	〇〇市大字〇〇町〇〇番地	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	http://www.〇〇〇〇〇〇〇					有	被害者ホットライン	被害者支援担当	〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇市大字〇〇町〇〇番地	
面談窓口_電話番号	面談窓口_最寄の駅・バス停	面談窓口_駐車場の有無	電話窓口_有無	電話窓口_名称	電話窓口_担当部署	電話窓口_利用者用電話番号	メール窓口_有無	メール窓口_名称	メール窓口_担当部署	メール窓口_利用者用メールアドレス	FAX窓口_有無	FAX窓口_名称	FAX窓口_担当部署	FAX窓口_利用者用FAX番号	その他窓口_有無	その他窓口_名称	その他窓口_担当部署	その他窓口_連絡先	その他窓口_窓口に関する情報	
〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	JRC〇〇駅/〇〇駅/〇〇バス停	有	有	被害者ホットライン	被害者支援担当	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	無				有	被害者ホットライン	被害者支援担当	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	無					
その他相談内容に関する情報	相談する際の手続・必要となる書類	相談担当者(職種等)	高齢者・障害者対策の有無	高齢者・障害者対策の内容	予約可否	予約体制	外国語対応_有無	外国語対応_言語	相談料金_有料/無料	料金形態	相談依頼者の資格限定_有無	相談依頼者の資格限定_内容	開催1(間隔)	開催1(曜日等)	開催1(開始時間_時)	開催1(開始時間_分)	開催1(終了時間_時)	開催1(終了時間_分)	開催1(窓口種別)	
	特になし	公務員/被害者支援員	有	車椅子・障害者用トイレ	否		無		無料		無		毎週	月-金(祝祭日除く)	09時	00分	17時	15分	面談・電話	
開催2(間隔)	開催2(曜日等)	開催2(開始時間_時)	開催2(開始時間_分)	開催2(終了時間_時)	開催2(終了時間_分)	開催2(窓口種別)	開催3(間隔)	開催3(曜日等)	開催3(開始時間_時)	開催3(開始時間_分)	開催3(終了時間_時)	開催3(終了時間_分)	開催3(窓口種別)	開催4(間隔)	開催4(曜日等)	開催4(開始時間_時)	開催4(開始時間_分)	開催4(終了時間_時)	開催4(終了時間_分)	
開催4(窓口種別)	夜間対応の有無	夜間対応方法	休日対応の有無	休日対応方法等	その他開催日等に関する情報	関係している他機関の有無	相談窓口実施機関・団体名(主体)	その他関係機関・団体に関する情報	その他の情報	システムキー	HP公開区分	紹介開始日	紹介終了日	更新区分	住所変更有無	紹介回数	都道府県コード	都道府県名		
	無		無																	

- 仕様書の「4 (1)」に記載しているエクセルデータは、別添1の形式とする。
- 聞き取り項目は、エクセルデータに入力がされている部分のみとする。
ただし、入力部分は、システムに登録されているデータによるため、仕様書の「4 (1) エ」の対象機関ごとに異なる。
- 空白部分については、聞き取りは不要とする。
ただし、空白部分は、システムに登録されているデータによるため、仕様書の「4 (1) エ」の対象機関ごとに異なる。
- グレーで色付けをしている項目については、全ての対象機関において聞き取りは不要とする。
- 修正箇所は、朱書きの上、上書きとする。

仕様書に関する質問について

質問期限 平成 29 年 5 月 22 日（月）17 時 00 分
質問方法 文書により原則として一問一答式とする（下記参考）。
提出場所 日本司法支援センター本部 総務部財務会計課（担当 紀田）
〒164-8721 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階
電話 050-3381-1573 FAX 03-5358-1058
E-mail zaimukaikei@houterasu.or.jp

提出方法 電子メール（エクセルファイル）による。
※メールの表題は下記のようなタイトルにして送付してください。
【入札】「情報提供業務の関係機関データ更新に関する業務委託仕様書等に関する質問について」〇〇社

記

質 問 書

『情報提供業務の関係機関データ更新に関する業務委託一式』

日 付 平成 年 月 日

所在地

会社名

担当者

電 話

F A X

E-mail

項番	区 分	該当ページ	質 問 事 項	回 答
1	仕様書〇(〇)	〇〇ページ	「〇〇〇」について ※内容は簡潔にまとめること	

用紙規格：日本工業規格 A 列 4 番縦長横書き

エクセルファイルで作成・送付のこと

【別添】

履 行 確 約 書 (例)

日本司法支援センター理事長 殿

当社は、平成 29 年 5 月 15 日公告の「情報提供業務の関係機関データ更新に関する業務委託一式」に係る入札に関する仕様書等を検討した結果、契約締結に至った場合には、契約事項遵守の上、仕様書記載の業務を確実に履行し得ることを確約いたします。

平成 年 月 日

住 所

会社名

代表者

印

会 社 名

担当者氏名

(F A X 番号)

(E-mail)

日本司法支援センター

結 果 通 知 書

貴社から提出がありました「情報提供業務の関係機関データ更新に関する業務委託一式」に関する入札参加資格の審査結果は、以下のとおりです。

合 格

不 合 格

日本司法支援センター本部 総務部財務会計課（担当：紀田）

東京都中野区本町 1-32-2 ハーモニータワー 8階

電話 050-3381-1573

入札書

(本人用)

入札物件名

情報提供業務の関係機関データ更新に関する業務委託一式

金	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

(数量一式・税抜価格)

上記金額で入札説明書、契約条項、仕様書、
その他関係事項一切を承諾の上入札いたします。

平成 年 月 日

日本司法支援センター一理事長 殿

所在地

会社名

代表者氏名

印

入札書

(代理人用)

入札物件名

情報提供業務の関係機関データ更新に関する業務委託一式

金	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
---	----	---	----	----	----	---	---	---	---	---

(数量一式・税抜価格)

上記金額で入札説明書、契約条項、仕様書、
その他関係事項一切を承諾の上入札いたします。

平成 年 月 日

日本司法支援センター理事長 殿

所在地

会社名

代理人氏名

印

委 任 状

日本司法支援センター理事長 殿

私は、下記の者を「情報提供業務の関係機関データ更新に関する業務委託一式」の契約
に関し、当社の代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

- 1 入札に関する件
- 2 見積りに関する件
- 3 契約締結に関する件
- 4 代金請求及び領収に関する件
- 5 復代理人選任の件
- 6 上記に付随する一切の件

平成 年 月 日

委 任 者 所 在 地

商号又は法人の名称

代表者氏名

印

受 任 者 住 所

氏 名

代 理 人
使用印鑑

誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。））であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

日本司法支援センター

理事長 殿

平成 年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

印

契 約 書 (案)

日本司法支援センター（以下「甲」という。）と●●●●●●（以下「乙」という。）は、別添仕様書に基づく「情報提供業務の関係機関データ更新に関する業務委託一式（以下、「本業務」という。）について、次のとおり契約を締結し、信義をもって誠実にこれを履行する。

（契約の目的）

第1条 この契約は、乙が別添仕様書に基づいて本業務を行い、甲がその対価を支払うことを目的とする。

（契約期間）

第2条 契約期間は、契約締結日から平成29年9月30日までとする。

（契約金額）

第3条 契約金額は、金●●●●●●●●円（うち消費税及び地方消費税額金●●●●●●円）とする。

（検査）

第4条 甲は、乙の本業務につき、完了後に検査をし、検査の結果が不合格の場合には、必要な指示を与えることができる。

（代金の請求等）

第5条 乙は検査の合格をもって、第3条の契約金額を請求する。また、消費税等相当額の算定に関して1円未満の端数が生じた場合には、当該端数は切り捨てる。

2 甲は、乙の請求を受けたときから30日以内に当該金額を支払う。

3 消費税相当額は本契約の締結時に適用されている税率に基づき算定されたものであり、税率の改定その他の事由により消費税等相当額の算定方法に変更が生じた場合には、当該消費税等相当額は変更される。

（履行遅滞の場合における損害金等）

第6条 乙の責めに帰すべき事由により契約期間内に本業務を完了することができない場合においては、甲は、損害金の支払を乙に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、遅延日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額とする。

3 甲の責めに帰すべき事由により、前条第3項の規定による代金の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(守秘義務)

第7条 乙及び乙の使用人は、本業務遂行中に知り得た甲の諸秘密及び甲の利用者の諸秘密を第三者に漏らしてはならない。本契約終了後、又は本業務を遂行した使用人が乙を退職した後においても同様とする。

(権利譲渡等の禁止)

第8条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、この契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(著作権)

第9条 成果物の著作権（著作権法昭和45年法律第48号第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は第4条の検査に合格したときに甲に移転する。なお、甲は、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に公表、第三者に提供すること等ができる。

2 乙は、成果物に係る著作者人格権（公表権、氏名表示及び同一性保持権）を一切行使しない。

3 乙は、成果物の納入に当たり、第三者の工業所有権又はノウハウを実施・使用するときは、その実施・使用に対する一切の責任を負う。

(再委託の禁止)

第10条 乙は、本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、乙があらかじめ、再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する調達の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、その他甲が求める事項について記載した申請書及び再委託に係る履行体制図を提出して再委託の申請を行い、甲が承認した場合はこの限りでない。

2 乙は、再委託先が行った業務について全責任を負うものとする。

(契約の解除)

第11条 甲及び乙いずれかが本契約条項に違反し、別添仕様書に定める法令の定める解約事由及び本契約を存続するに足る信頼関係を破壊する行為があったときは、その相手方は何ら催告することなく本契約の全部又は一部を解除することができる。

(損害賠償の責任)

第12条 本業務の処理中、乙の責めに帰すべき事由により、甲若しくは第三者に損害が発生した場合、乙は、甲が被った直接的損害（間接的損害、逸失利益を除く）について賠償の責任を負う。

2 乙は、前項の定めにかかわらず、甲の注文若しくは指図の過失により発生した甲若しくは第三者の損害については、賠償等その他の責任を負わない。

3 本契約に基づき乙が負担する損害賠償責任の合計額は、業務委託料金を上限とする。ただし、乙に故意又は重過失がある場合は、この限りでない。

(資料提供)

第13条 乙が本業務の遂行に当たり必要と判断する関係書類等の提示を要請する場合には、甲は、特別な事由がない限りこれに応じる。

(談合等の不正行為に係る解除)

第14条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律54号。以下「独占禁止法」という。)

第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による罪の嫌疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第15条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額(契約締結後に契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が乙若しくは乙の代理人に対して独占禁止法第7条若しくは第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が乙若しくは乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(3) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1

8項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人であるときは、その役員又は使用人を含む。）について、刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額（契約締結後に契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の8に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が乙若しくは乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項の規定による納付命令（同条第7項若しくは第8項又は第9項を適用したものに限り。）を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき請求することを妨げない。

5 乙が第1項及び第2項に規定する違約金を甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は、甲に対し、期間満了の日の翌日から起算して支払をする日までの日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しない。

6 本条の規定は、この契約の履行が完了した後においても効力を有する。

（契約保証金）

第16条 甲は、この契約に関する契約保証金の納付を免除する。ただし、この契約の締結までに要した一切の費用は、乙の負担とする。

（契約外の事項）

第17条 この契約に定めのない事項及び条項の解釈について疑義が生じた場合には、甲乙協議の上決定する。

上記契約の証として本契約書2通を作成し、当事者が記名押印して各自1通を保有する。

平成 29 年●月●日

甲 東京都中野区本町 1-32-2 ハーモニータワー 8 階
日本司法支援センター
理 事 長 宮 崎 誠

乙